

### 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

現在使っている被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。

#### 国民健康保険加入者(69歳未満の人)

保険証(紫色)が届いたら、氏名・住所などの記載内容を確認し、8月1日から使用してください。有効期限の切れた保険証は、各自で処分してください。

**有効期限** 令和5年7月31日または70歳の誕生日の末日

#### 国民健康保険加入者(70～74歳の人)

これまで70～74歳の人には保険証と別に高齢受給者証を発行していましたが、8月から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(紫色)」に一体化され、1枚で受診できるようにになります。今後は高齢受給者証は発行されません。

**有効期限** 令和5年7月31日または75歳の誕生日の前日

める基準となる所得)が▽145万円未満の人Ⅱ2割▽145万円以上の人Ⅲ3割  
**後期高齢者医療加入者**  
 75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上の人に、後期高齢者医療被保険者証(水色)を発行します。被保険者証は、黄緑色の封筒に入れて郵送します。

円未満の人Ⅱ1割▽145万円以上の人Ⅲ3割  
**国民健康保険の届け出は14日以内に**  
 届け出が遅れると国保と社会保険の二重加入になったり、どちらの保険にも未加入となったりすることがあります。届け出が必要となった日から14日以内に手続きをしましょう。



### 介護保険負担割合証の更新

要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の

適用期間が7月31日で終了しますので、新しい負担割合証(緑色、封筒は青色)を7月下旬に郵送します。  
 必ず介護保険証と一緒に保管してください。

表 介護保険負担割合

負担割合	対象
3割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上
2割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
1割	上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税の人および生活保護を受給している人

### 限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療では、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事代を減額したりする制度があります。

入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。

**対象** ▽国民健康保険加入者(70～74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人)▽後期高齢者医療加入者Ⅱ現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人  
**申請する人の持つてくる物** 申請する人の保険証と来庁する人の本人確認書類  
**認定証の更新** 現在使っている認定証の有効期限は7月31日までです。

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	3回目まで		4回目以降
	上位所得者	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%
一般	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,000円
非課税	市民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

表2 70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人ごと)		入院+外来(世帯ごと)
	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%(4回目以降の場合 14万100円)	
現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%(4回目以降の場合 9万3,000円)		2万4,600円
現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%(4回目以降の場合 4万4,400円)		1万5,000円
一般	1万8,000円(年間上限 14万4,000円)	5万7,600円(4回目以降の場合 4万4,400円)	
低所得者Ⅱ	8,000円		2万4,600円
低所得者Ⅰ			1万5,000円

### 介護保険負担限度額認定の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

**申請・問い合わせ** 介護保険課(☎2292)

**対象** 下表の収入状況の要件・預貯金などの資産要件に当てはまる人  
 ※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは「特別減額措置」の対象となる場合があります  
**申請に必要な物** ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し  
 ※申請書は介護保険課・介護保険施設・市ホームページにあります

利用者負担段階	収入状況の要件	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けている人 ・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階①	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
第3段階②	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下

**国民健康保険の人**  
 有効期限を過ぎた後も引き続き認定証を利用する場合は、再度申請が必要です。8月1日以降に申請手続きをしてください。

**後期高齢者医療の人**  
 前年度に認定証の交付を受けている人は後期高齢者医療被保険者証に同封し郵送します。ただし、交付の対象でなくなった場合は送付しません。新しく申請したい場合は、保

険年金課で申請手続きをしてください。  
**問い合わせ** 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係(☎22822)▽後期高齢者医療加入者Ⅱ医療年金係(☎2259)

**認定証の更新**  
 現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてください。